

第34回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和2年3月26日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第67号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第68号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第5 | 議第253号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第254号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第255号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第256号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第257号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第258号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第11 | 議第259号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第260号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第13 | 議第261号 | 農用地利用配分計画(案)について |

日程第14 議第262号 農用地利用配分計画〔権利移転〕(案)について

日程第15 議第263号 農地所有適格法人の適格者証明について

日程第16 議第264号 最低経営面積(別段の面積)の設定について

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、林政部長：細野達也、事務局次長：水橋靖、
畜産課長：倭一弘、振興主事：池田正人、農地主事：林義一、
書記：清水信行、脇坂光生、小林健司、狭土利平、清水一徳、北村鋭、
丸山浩一、橋本宏、本山秀治、木戸脇良昭、尾形博司
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職 務 代 理	ただいまより第34回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、全員出席で、本日の出席委員は、19名中19名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。
会 長	ご苦勞様でございます。 皆さんもご承知のように、国内はじめ世界的にコロナウィルスで大変な状況となっております。先程、受付でマスク着用の依頼があり、マスク着用での会議となりますがご協力お願いいたします。 本日は、令和元年度最後の会議であり各支所の課長にも出席いただいております。

感染防止の面から、短時間で終わられるようスムーズな審議進行をお願いしまして挨拶といたします。

職 務
代 理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め進行いただきます。

議 長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 1番 村上委員と、2番 谷口委員を指名しますので
願います。

議 長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第65号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。
事務局の説明を願います。

林 農 地
主 事

今回は54法人のうち4法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上、4件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第68号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

脇 坂 地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は39筆です。
書記 (調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、農地の筆数面積を説明)
以上、報告いたします。

議 長 報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第253号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします

木 戸 脇 本日は、4件の上程です。
書 記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、4件 田 10筆で 計8,180㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第254号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

今回は、9件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

4番5番案件については、平成31年度の農振整備計画による用途変更及び除外申請案件であり、最終告示をもって許可となります。

以上、9件 田畑 24筆で 計 12,428.3 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第255号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

本日は14件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いず

れも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

5.6.9.11.14 番案件については、先の4条同様に平成31年度の農振整備計画による用途変更及び除外申請案件であり、最終告示をもって許可となります。

以上 14件 田畑 26筆 6,627.15 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第256号 **農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件**について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 書記 今回は、1件の上程です。
(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第257号 **現況農地でないものの証明願に意見を付する件**について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、**現況農地でないものの証明願に意見を付する件**については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第258号 **相続税の納税猶予に関する明ついで** を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、1件の上程です。

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、**相続税の納税猶予に関する適格者証明につい**

ては、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第 11 議第 259 号 **農用地利用集積計画の決定**についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は 7 件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件に該当しております。

(各案件について (受人ごとに) 認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあ貸借借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田 28 筆 27,553 m²についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第 12 議第 260 号 **農用地利用集積計画 (農地中間管理事業)** の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は 28 件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田 畑 76 筆 76,027 m²について、いずれも新規 10 年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長

だいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について、承認とします。

続きまして、日程第 13 議第 261 号 農用地利用配分計画（案）
について を議題とします。

事務局の説明を願いますが、1 番～50 番は委員案件であります。
該当委員は議事参与できませんのでお願いします。
最初、委員案件の説明願います。

尾形書記 本日は 76 件についての上程です。
（委員案件 1 番～50 番について認定農業者・担い手等の別、経営内
容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借
にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明）
以上、田畑 50 筆についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、1 番～50 番案件について承認いたします。
関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして 51 番以降の説明を願います。

尾形書記 (51 番以降について、同様の説明)
以上 26 件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）については、承認と
します。

続きまして、日程第 14 議題 262 号 農用地利用配分計画〔権利
移転〕（案）について を議題とします。

事務局の説明を願いますが、1 番～4 番は委員案件であります。
該当委員は議事参与できませんのでお願いします。
最初、委員案件の説明願います。

尾形書記 本日は6件についての上程です。
(委員案件1番～4番について、以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)
以上、田4筆についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、1番～4番案件について承認といたします。
関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして5番以降の説明を願います。

尾形書記 (5番以降について、同様の説明)
以上2件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画〔権利移転〕(案)について、承認とします。

続きまして、日程第15 議第263号 農地所有適格法人の適格者証明について を議題とします。
事務局の説明を願います。

林地主事 今回は、1件の上程です。
農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。
農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。なお、農業生産法人以外の法人については貸借

方式で権利を取得することが出来ます。

(適格説明書が提出された年月)

- ① 法人形態要件の判断基準として法人形態を**定款**で確認したこと
 - ② 事業要件の判断基準（売り上げの過半が農業部門）について、**事業計画書により**確認した農業部門の業務内容と全体に占める割合
 - ③ 構成員要件（構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る）について、構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数
 - ④ 役員要件（役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事する）について、役員の人数、**事業目論見書**で確認した役員の農業従事日数、農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名を説明)
- 以上、1件のご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第16 議第264号 最低経営面積（別段の面積）の設定について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇書 記 農業委員会業務として毎年審議することとされている案件です。今回は見直し理由を改める必要が無いことから、現行通りの設定とするものです。

ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、最低経営面積

(別段の面積) の設定について承認といたします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれもちまして、第34回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

村上 真由美 委員

谷口 忠幸 委員
